最終更新日：2015年4月30日

株式会社アウトソーシング
代表取締役会長兼社長 土井春彦
問合せ先：取締役副社長 鈴木一彦 03-3286-4888
証券コード：2427
http://www.outsourcing.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主価値の向上並びに企業の社会的責任（CSR）を経営の重要課題としています。そのためには、効率的かつ健全で透明性を確保した企業経営ができる体制を確立し、企業の競争力を一層強化することが重要と考え、さまざまな施策を講じてコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
土 井 春 彦	3,747,700	23.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,900,700	11.89
道 林 昌 彦	999,000	6.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	981,000	6.14
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	389,000	2.43
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	386,100	2.42
土 井 千 春	310,000	1.94
佐 野 美 樹	300,000	1.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	258,600	1.62
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED CLIENTS A/C 513 SINGAPORE CLIENTS （常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部）	222,900	1.39

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況には、上記のほか当社保有の自己株式1,139,500株（保有割合7.13%）があります。

・三井住友信託銀行株式会社から平成26年４月４日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成26年３月31日現在で、同社他１社にて、660,100株の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・三井住友アセットマネジメント株式会社から平成26年９月18日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成26年９月12日現在で、同社にて、821,900株の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成26年10月６日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年９月29日現在で、三菱UFJ信託銀行株式会社他３社にて、845,200株の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・野村證券株式会社から平成26年11月10日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成26年10月31日現在で、同社他１社にて、693,609株の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・レオス・キャピタルワークス株式会社から平成26年11月13日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年11月７日現在で、同社が853,300株の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

３. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

４. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福島　正	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島　正	○	―――	過去に勤務していた企業において、専務取締役、代表取締役を歴任しており、企業経営に関する専門的な識見を有していることから、当社経営上有用な意見・助言を期待し、選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人から定期的(3～6ヶ月に1回以上)に監査結果の報告を受けるとともに、会計監査の状況の確認、情報の共有等を行っております。互いの報告・連絡・相談もよく、意見交換ができており、コミュニケーションはよい状況にあります。
当社は、平成22年3月26日付で会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査役と内部監査部門は定期的に情報交換や意見交換を行っており、連携状況は良好であります。また、内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査結果を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大高洋	他の会社の出身者													
小林藤雄	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大高洋	○	―――	過去に勤務していた企業において経理担当取締役及び監査役の経験から、企業の財務分析、経営管理全般に関する知識や経験が豊富であり、当社の経営全般の監視に活かしていただくため、選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定しました。
小林藤雄	○	―――	過去に勤務していた企業において監査役を務められており、経営全般に関する知識や経験が豊富であり、専門知識を当社の経営全般の監視に活かしていただくため、選任いたしま

			した。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、長期的貢献の促進を図ることを目的として新株予約権を無償で付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識やグループの一体感を高めることを目的として、付与対象者を広げております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）にて、取締役、監査役、社外役員の区分でそれぞれの報酬総額を開示しています。平成26年度に支払った報酬額は次のとおりであります。

1. 取締役（社外取締役を除く）211,043千円
2. 監査役（社外監査役を除く） 4,000千円
3. 社外役員 22,106千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役報酬の決定について、ミッションとその成果及び業績の連動を基準に決定する方針としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては経営管理本部がサポートを行っております。具体的には、取締役会開催の都度、事前に付議案件の説明等を行っております。
また、監査役の求めにより、監査業務を補助する使用人を置くことができる体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【取締役会】
6名の取締役で構成しており、うち1名が社外取締役であります。

会社法等で定められた事項及び経営に関する重要な事項につき審議、決定を行うほか、経営及び業務執行事項に関する方針、計画及び実施状況を審議するため定例取締役会を毎月１回開催、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

【経営会議】
グループの情報共有・意思疎通及び経営方針の統一化を図るために、グループ会社の代表と当社の常勤の取締役及び監査役等が出席する経営会議を必要に応じて開催しております。

【監査役会】
３名の監査役で構成しており、うち２名が社外監査役であります。
取締役会や経営会議など重要な会議に積極的に出席するほか、重要書類や会計帳簿の閲覧及び取締役等からの業務執行状況聴取を通じ、取締役会の意思決定の過程及び業務執行の適法性を監視しております。
また、内部監査室、会計監査人と情報交換をし、相互連携を図るとともに、内部統制部門である経営管理本部、総務部、法務部、経理部等と連携をとり、監査の実効性を高めております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、客観的・中立的な立場から経営全般に関する意見・指摘を行うなど、経営への監視・助言機能が十分に働いていると認識しており、適切な経営監視機能が果たされているものと考えております。
さらに、社外取締役１名、社外監査役２名を選任することでより一層の機能強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、従前より他社の株主総会が集中すると見込まれる日を回避し、多くの株主にご出席いただきやすい日を設定しております。
その他	当社ホームページにて、株主総会の招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期の決算発表後に機関投資家向け決算説明会を開催しております。 また、機関投資家及びアナリストとの個別面談についても、毎四半期決算発表後に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL：http://www.outsourcing.co.jp/ir 決算短信 決算短信以外の適時開示資料 有価証券報告書及び四半期報告書 株主総会の招集通知 第2四半期及び通期報告書 第2四半期及び通期FACTBOOK FACTSHEET 機関投資家向け説明会資料 中期経営計画	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アウトソーシング企業倫理行動規範」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「アウトソーシンググループCSR基本方針」を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための内部統制システムにつき下記のとおり基本方針を定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）法令及び定款の遵守に関する基本行動規範として「企業倫理行動規範」を定め、当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
（2）取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。
（3）法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、公正な第三者機関に委託した「内部通報制度」を設け効果的な運用を図る。
（4）内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとり、その結果を社長及び監査役に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役、監査役及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門長が中心となり、情報の収集、提出を行う体制とする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）経営管理本部を当社及びグループ会社のリスク対応統括管理部門として位置づけ、総務部がリスク管理・運営並びに規程の整備を行い実効性のある管理を推進するとともに、法務部による法的対応の実施や、最新法令の社内への伝達を行う等、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。
（2）当社及びグループ会社に不測の事態が発生したときは、当社社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。
（3）当社は、不測の事態や危機の発生時に当社およびグループ会社の事業の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を策定し、当社及びグループ会社の役職員に周知する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役会を原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。
（2）取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保する。
（3）当社経営にかかる重要事項を審議する機関として、常勤取締役、執行役員、常勤監査役で構成する経営会議を設置し、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催することで、業務執行の効率化、意思決定の迅速化を図る。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社を管掌する部門の役割を明確にし、子会社取締役及び使用人の業務執行状況を監視・監督する。
（2）当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
（3）子会社の経営活動上の重要な意思決定事項は、当社取締役会に報告し、承認を得ることとする。
（4）各子会社から少なくとも毎月１回経営状況について報告を受けるとともに、常勤取締役、執行役員、常勤監査役及びグループ各社の代表取締役で構成するグループ経営に関する経営会議を必要に応じて開催し、グループ間の情報共有・意思疎通及び経営方針の統一化を図る。
（5）当社の内部監査室は、定期的に子会社の業務監査及び会計監査等を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役の必要に応じてその職務を補助する使用人を置くこととし、当該使用人は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）監査役は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
（2）取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
（3）当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ各社の役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の役員および従業員に周知徹底する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針に関する事項
（1）監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
（2）監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役と社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。
（2）監査役は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査役監査の実効性確保を図るものとする。
（3）監査役と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社子会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

11．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「企業倫

理行動規範」に定め、基本方針とする。また、反社会的勢力対策規程を制定し、経営管理本部統括のもと反社会的勢力対応マニュアルに基づく管理を徹底するとともに、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「企業倫理行動規範」に定め、基本方針とします。また、経営管理本部統括のもと適宜警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応いたします。

反社会的勢力の排除の社内体制と具体的な取り組みとしましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、規程に基づき全社的な行動指針や責任体制を明確にしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりませんが、企業価値を守るため、必要に応じ予防策を含む買収防衛策を検討する方針であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.適時開示に係る基本方針
当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

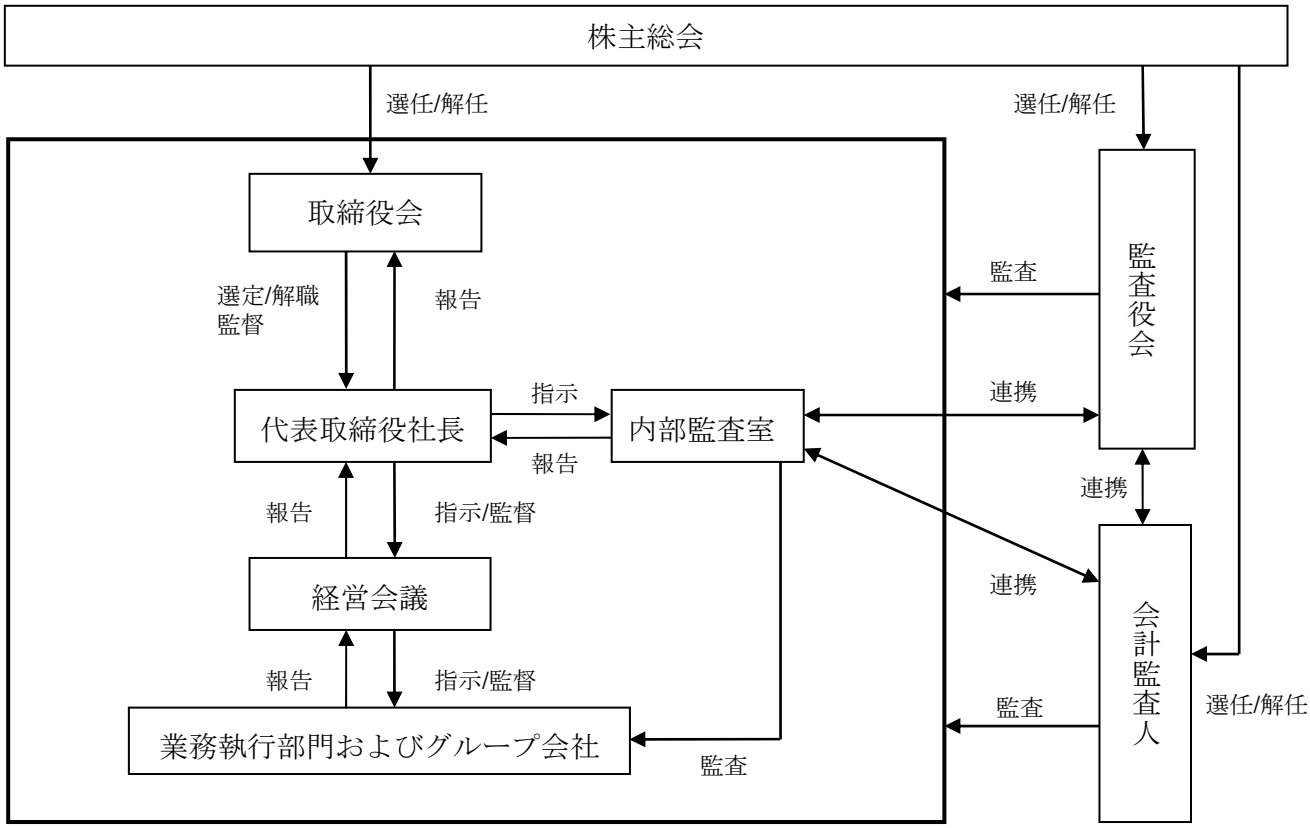
2.適時開示に係る社内体制
(1) 決定事実に関する情報
各部門は、重要事項が発生した場合、経営管理本部に報告することとしており、経営管理本部にて情報取扱責任者である取締役経営管理本部長が開示の要否を検討いたします。開示が必要であると判断した場合、取締役経営管理本部長は代表取締役に報告し、協議のうえ、取締役会の決議を経て直ちに開示を行うこととしております。

(2) 発生事実に関する情報
該当事実が発生した場合、経営管理本部へ報告します。経営管理本部は、当該事実に係る資料等その他の情報を入手・検討し、直ちに開示資料を作成するとともに、速やかに公表できる体制を整備しております。

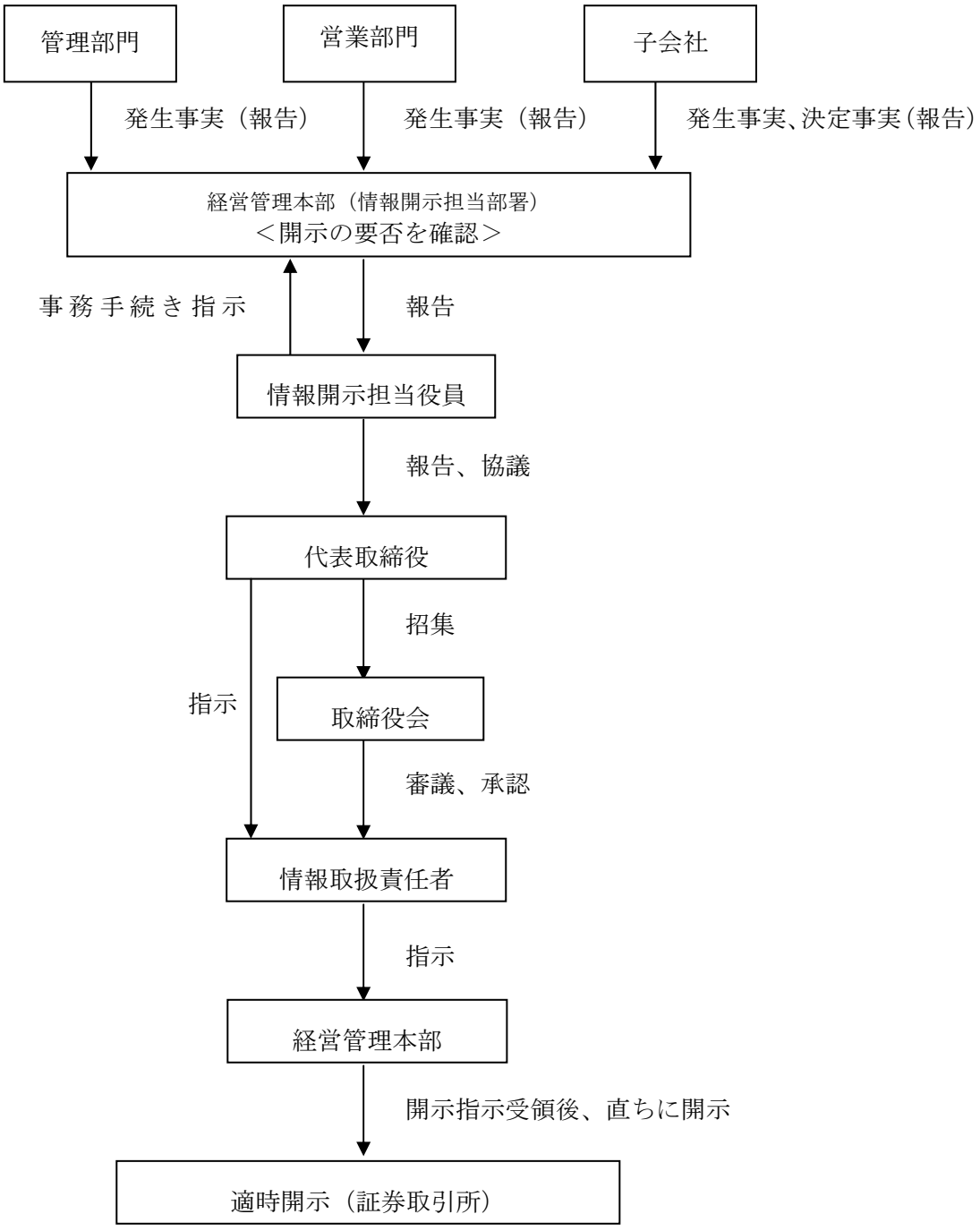
(3) 企業集団に係る適時開示手続き
当社の子会社は、すべて非上場の子会社であります。子会社は、関係会社管理規程に基づき、重要事項を当社経営管理本部に提出、必要に応じて経営会議及び当社取締役会に付議することとしております。開示が必要であると判断した場合、取締役経営管理本部長は代表取締役に報告し、協議のうえ、当社取締役会の決議を経て直ちに開示を行うこととしております。

3.社内教育
適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員(連結子会社の役員・従業員を含む)に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

コーポレートガバナンス体制の模式図



適時開示体制の概要


管理部門
営業部門
子会社
発生事実（報告）
発生事実（報告）
発生事実、決定事実（報告）
経営管理本部（情報開示担当部署）
＜開示の要否を確認＞
事務手続き指示
報告
情報開示担当役員
報告、協議
代表取締役
招集
指示
取締役会
審議、承認
情報取扱責任者
指示
経営管理本部
開示指示受領後、直ちに開示
適時開示（証券取引所）